

京都市告示第 192号

平成23年7月8日京都市告示第181号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、一部を次のとおり変更します。

令和3年6月23日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
学校法人平安女学院 に対する寄附金	京都市上京区室町通樫木町 上る武衛陣町221番地	当該法人の 主たる目的 である業務	平成23年1月1日 以後に支出された寄 附金

(行財政局税務部税制課)